

就業規則の作成・変更、労使慣行の見直し Q & A

～労働条件の不利益変更、労使慣行の変更廃止でトラブルを起こさないために～

主催 (一社) 三田労働基準協会 (幹事)・渋谷労働基準協会
(一社) 品川労働基準協会・(一社) 大田労働基準協会

最近の労働関係法改正等に関連し、就業規則の作成・変更、労使慣行の見直しを行おうとした結果、トラブルに巻き込まれることがあります。法律等に違反することなく、スムーズな対応を図るための対策などについて、弁護士からお話を聞く講習会を開催しますのでご案内申し上げます。

記

1 日 時 平成25年10月31日(木) 13:30～16:30 (開場・受付は13:00～)

2 会 場 三田いきいきプラザ2階 集会室C 港区芝4-1-17 (裏面案内図参照)

(都営地下鉄三田駅 A9 出口徒歩1分・JR 田町駅三田口(西口)徒歩8分)

3 講 師 弁護士 森 井 利 和 氏

4 内 容 以下のような疑問に答えていただきます。

- (1) 労働時間7時間30分を8時間にし、賃金も上げたが就業規則を変更しなかったところ、ある労働者から「就業規則は7時間30分なのにおかしい」と言ってきたがどうなるのか?
- (2) 優れた技術を持つ労働者に対し賃金規定にない特殊手当を支払ってきたが、他の労働者も同レベルの技術を身につけてきたので特殊手当の意味がなくなった。この労働者の特殊手当を打ち切るとは可能か?
- (3) 賃金規定にある手当の見直し(不利益な変更)をしたいが、どうすればよいか? また、賃金規定を変更するにはどのような手続きが必要か?
- (4) 賃金規定を変更し賃金体系を見直すにはどのような条件が必要か?
- (5) 退職金の係数を変更したいが不利益になる労働者もいる、労働組合は合意してくれそうだが、注意する点は?
- (6) 退職金規定はないが従来、未公開の内規により支払ってきた。今後は会社の余裕資金と労働者の貢献度によりその都度決定するような取り扱いは可能か?
- (7) 黙認状態になっている出勤時間の遅れを労使慣行という労働者がいる、勤務管理をしっかりとりたいがどのようにすればよいか? ほか

5 受講料(消費税・資料代含む) 会員 4,000円 それ以外の方 5,000円

6 定 員 50名

7 申込方法等

- ① 受講申込: 裏面「申込書」により、三田労働基準協会あて Fax(03-3451-7692)して下さい。
- ② 申込受付と受講料の振込: 受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者に Fax 返信いたします。受講料は受講票到着後2週間以内(到着から10月24日まで2週間ない場合は10月24日(木)まで)に次の銀行口座にお振込み下さい(振込手数料はご負担願います)。

| | | | |
|-------|-----------------|--------|--------------|
| ・銀行名 | 三菱東京UFJ銀行田町支店 | ・口座番号 | 普通預金 0397963 |
| ・口座名義 | 一般社団法人 三田労働基準協会 | ・名義人住所 | 東京都港区芝4-4-5 |

なお、振込人名の前に講習会月日を記入ください(例1031 マルマルカイシャ等)

- ② 受講の取消: 10月24日(木)までの取消しは受講料を全額返還いたします(振込手数料はご負担願います)。それ以降の取消しは返還できませんので予めご承知おきください。

④ 受講者は、Fax された受講票を当日持参し受付にご提出ください。

8 問合先 (一社) 三田労働基準協会 港区芝4-4-5 URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

電話: 03-3451-0901 FAX: 03-3451-7692

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田労働基準協会、品川労働基準協会、大田労働基準協会、渋谷労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。